

最終保障供給料金の見直しに関する検討状況の概要

弊社は、国の審議会（第52回電力・ガス基本政策小委員会）におけるとりまとめ内容にもとづき、最終保障供給料金見直しの検討を開始いたしました。

国の審議会におけるとりまとめ内容は、以下のとおりです。

1. 国の審議会における最終保障供給料金見直し概要

最終保障供給は、小売電気事業者の事業撤退・倒産により契約切替を余儀なくされたお客さまなど、いずれの小売電気事業者とも契約に至らなかった場合に、一般送配電事業者がセーフティネットとして一時的に電力供給するものであり、その料金は、みなし小売電気事業者の標準料金メニューよりも割高（臨時的な料金メニュー相当）に設定している。

最終保障供給料金について、卸電力取引市場の状況を勘案して設定されていると考えられる自由料金と一定程度連動させ、かつ、適正な価格形成や自由競争を促すため、次のとおり見直しする。

《 補正項の導入 》

電力量料金単価（燃料費調整単価を含む）について、卸電力取引市場価格との差額を調整するため、「補正項」を新たに導入し、電力量料金をプラス・マイナス調整する算定方法へ見直しする。

なお、基本料金単価については、現行どおり（電気最終保障供給約款で定める料金単価）とする。

《 見直し後の最終保障供給料金の算定方法 》

現行の最終保障供給料金 { 基本料金 + 電力量料金（燃料費調整単価を含む） + 再生可能エネルギー発電促進賦課金 } ± 補正項

【補正項の算定方法】

補正項 = 卸電力取引市場価格^(※) + 託送供給等約款の電力量料金単価
－ 電気最終保障供給約款における電力量料金単価（燃料費調整単価を含む）

※ 一般社団法人日本卸電力取引所（JEPX）が運営するスポット市場における、東北電力ネットワーク供給区域の取引価格（東北エリアプライス）にもとづき算定した単純平均値。

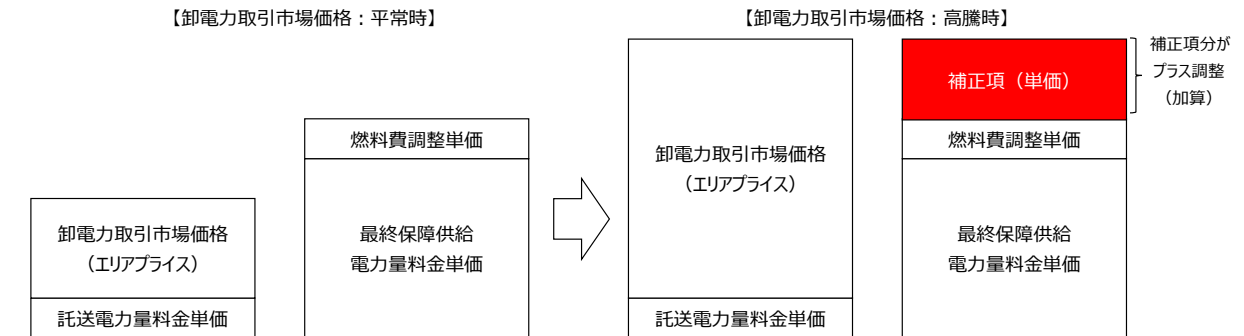
(URL) <http://www.jepx.org/market/index.html>

《 補正項の適用方法イメージ 》

卸電力取引市場価格の高騰時には、プラスの補正項を適用し、卸電力取引市場価格の下落時には、マイナスの補正項を適用する。

(1) プラスの補正項が適用される場合 [卸電力取引市場価格の高騰時]

卸電力取引市場価格に託送供給等約款における電力量料金単価を加算した金額が電気最終保障供給約款の電力量料金単価（燃料費調整単価を含む）を上回る場合は、電気最終保障供給約款の電力量料金単価に補正項をプラスする。



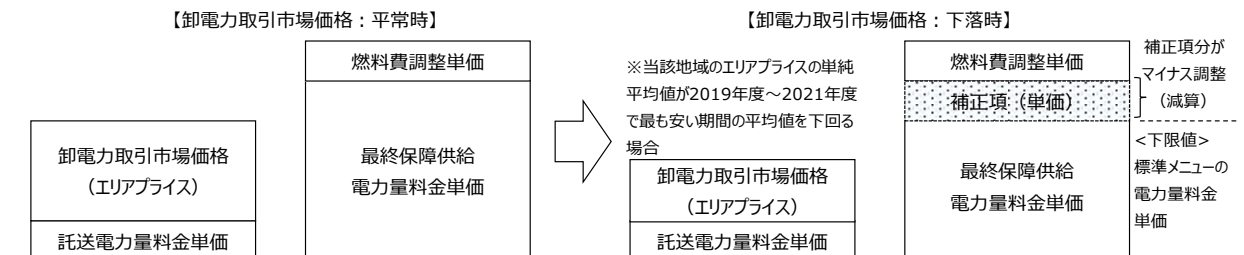
(2) マイナスの補正項が適用される場合 [卸電力取引市場価格の下落時]

補正項の算定期間における当該供給区域のエリアプライスの単純平均値が2019年度～2021年度で最も安い期間の平均値（※1）を下回る場合は、電気最終保障供給約款の電力量料金単価から補正項をマイナスする。

なお、補正項をマイナスした後の電気最終保障供給約款の電力量料金単価については、当該供給区域におけるみなし小売電気事業者（※2）が公表している標準料金メニューの電力量料金単価を下限値とする。

※1 東北エリアプライスの単純平均値は4.55円/kWhとなります。（2020年9月21日～10月20日）

※2 東北エリアは東北電力株式会社となります。



《 補正項の算定期間および最終保障供給料金への反映時期について》

補正項は、当月（計量月）の前々月の21日～前月の20日までの期間における卸電力取引市場価格（当該供給区域のエリアプライス）の単純平均値にもとづき算定し、当月の最終保障供給料金に適用する。

	前々月	前月	当月
需要家の使用月			<p>← 補正項 (単価) の適用 →</p> <p>← 当月計量日～翌月計量日 前日の使用分 →</p>
卸電力取引市場価格	<p>← 前々月の21日～前月の20日の実績値 →</p>	<p>← 補正項 (単価) の算定・公表 →</p>	

2. その他

国の審議会ですりまとめされた最終保障供給料金の見直しの詳細につきましては、経済産業省ホームページに掲載されている第52回電力・ガス基本政策小委員会（資料3-3）「今後の小売政策の在り方について中間とりまとめ（案）」をご覧ください。

(URL) https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/052_03_03.pdf